

愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、本県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上を図ることを目的として、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第16条の6の規定に基づく国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（以下「外国人創業活動促進事業」という。）を実施することとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「施行令」という。）、法務省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成27年法務省令第40号。以下「法務省施行規則」という。）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。）で使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 本事業は、知事が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認（以下「創業活動確認」という。）を行うことなどにより、創業外国人上陸審査基準を満たすことが見込まれる外国人の上陸、又は在留資格「留学」をもって本邦に在留する外国人の在留資格の変更を可能とし、本県における外国人による創業活動を促進するものとする。

(創業活動の確認の申請)

第4条 創業活動確認を受けようとする外国人（以下「申請人」という。）は、様式第1号による創業活動確認申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 創業活動計画書（法務省施行規則第2条第1項に定める創業活動計画を記載した書類をいう。）（様式第1号の2）
- (2) 創業活動の工程表（様式第1号の3）
- (3) 申請人の履歴書（様式第1号の4）
- (4) 誓約書（様式第1号の5）
- (5) 申請人の上陸後（在留資格「留学」を持つ申請人においては在留資格変更許可後）6月間における住居を明らかにする書類
- (6) 申請人の旅券の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

2 申請人は、前項の申請の内容に変更が生じたときは、様式第1号の6による変更届出書に、変更内容を確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(創業活動確認)

第5条 知事は、前条の申請があった場合は、法務省施行規則第3条第1項に基づき、事

業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る創業活動が施行令第22条第1号イからニまでのいずれにも該当すると認めるときは、創業活動確認をするものとする。

- 2 知事は、創業活動確認をしたときは、法務省施行規則第3条第2項に基づき、申請人に対し、様式第2号による創業活動確認証明書を交付するものとする。
- 3 知事は、創業活動確認証明書の不交付を決定したときは、申請人に対し、様式第3号による創業活動確認結果通知書により通知するものとする。
- 4 知事は、申請人が愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である場合は、申請を受理せず、また、創業活動確認証明書の不交付を決定することができる。
- 5 知事は、創業活動確認証明書を交付したときは、様式第4号による外国人創業活動確認実施通知書により申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理局長に通知するものとする。

（創業活動確認の取消し）

第6条 知事は、創業活動確認証明書を交付した申請人が、虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載がある提出書類等により当該確認を受けたことが判明したとき、暴力団員等であることが判明したとき又は正当な理由なく第9条第1項及び第2項に定める調査等に応じないときは、当該確認を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、様式第5号による創業活動確認取消通知書を申請人に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、様式第6号による外国人創業活動確認取消通知書により申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理局長に通知するものとする。

（申請人の上陸又は在留資格変更許可の報告）

第7条 申請人は、様式第7号により、本邦上陸後5日以内に知事に上陸を報告するものとする。ただし、在留資格「留学」を持つ申請人は、様式第8号により、在留資格変更許可後5日以内に知事にそのことを報告するものとする。

（上陸後又は在留資格変更許可後の措置）

第8条 知事は、創業活動確認証明書を交付した申請人について、その上陸後又は在留資格変更許可後6月間、法務省施行規則第4条の規定による措置を講ずるものとする。

（創業活動計画の調査等）

第9条 知事は、上陸後又は在留資格変更許可後から創業に至るまでの間、2月に1回程度、創業活動計画の進捗状況の確認を行うものとする。

- 2 第1項の確認は、事業の経営に関し識見を有する者と申請人との面談により行うものとし、必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対し、説明や書類の提出その他の対応を求めることができる。
- 3 知事は、創業活動計画の進捗状況その他創業活動確認をした申請人に係る状況について、必要に応じて申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理局長に情報を提供

するものとする。

- 4 知事は、申請人の創業活動の継続が困難であると判断した場合、在留期間が満了するまでの間に帰国するよう指導するものとする。

(事業所確保の特例の適用)

第10条 申請人は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドライン（令和2年3月出入国在留管理庁策定。以下、「ガイドライン」という。）に基づき、国家戦略特別区域における創業外国人材の事業所確保の特例の適用を受けることができる。

- 2 前項の適用を受けようとする申請人は、様式第9号による国家戦略特別区域における創業外国人材の事業所確保の特例に係る確認通知申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 知事が認定した、コワーキングスペースやシェアオフィス（以下「コワーキングスペース等」という。）の利用期間に関する書類

- (2) 申請者が設立した法人の登記事項証明書又は開業届の写し

- 3 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、ガイドラインの要件に適合すると認めたとときに限り、申請人に対し、様式第10号による国家戦略特別区域における創業外国人材の事業所確保の特例に係る確認通知書を交付するものとする。

- 4 知事は、申請人に対し、前項の交付から2回目の在留資格の更新に至るまでの間、2月に1回程度、総務省が定める日本産業分類一般原則第2項における事業所の定義に基づく一定の区画を有する事業所が確保されるよう、進捗状況の確認を行うものとする。

(地方公共団体が所有・指定するインキュベーション施設に係る特例の適用)

第11条 申請人は、「地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格「経営・管理」の取扱いについて」（平成30年1月 出入国在留管理庁策定。（最終改定令和4年10月）以下「出入国在留管理庁取扱い」という。）に基づき、次の内容を満たす場合は、施行令第22条第1号ハ（3）に該当するものとして、出入国在留管理庁取扱いに基づく特例の適用を受けることができる。

- (1) 本県が所有・指定するインキュベーション施設を事業所とすると認められるとき。

- (2) 本県が事業所に係る経費を申請人に代わり負担していることが認められるとき。

- 2 前項の適用を受けようとする申請人は、あらかじめ特例の適用を受けたい旨を知事に申し出なければならない。

- 3 知事は、申請人が出入国在留管理庁取扱いに基づく特例の要件に適合すると認めたとときに限り、様式第11号により、申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理局長に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、外国人創業活動促進事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

愛知県知事 殿

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

創業活動確認申請書

国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認を受けたいので、法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

<添付資料>

	提出書類	チェック欄
1	創業活動計画書（様式第1号の2）	
2	創業活動の工程表（様式第1号の3）	
3	申請人の履歴書（様式第1号の4）	
4	誓約書（様式第1号の5）	
5	申請人の上陸後又は在留資格変更許可後6月間の住居を明らかにする書類 （賃貸借契約書の写しなど）	
6	申請人の旅券（パスポート）の写し	
7	その他愛知県知事が必要と認める書類 （申請人の通帳の写しなど）	

創業活動計画書

年 月 日

申請人氏名 _____

1 申請人の概要

(1)創業の動機及び将来の展望（愛知県で創業する動機を含む。）			
(2)事業における申請人の役職・役割			
(3)創業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有する知的財産権など			
(4)本事業に共同で申請する方がいる場合は、その申請人の氏名を記載してください。			
(5)創業の予定 ※創業時に想定されるものを記載してください			
ア 開業予定日	年 月 日 ※法人登記日、開業届出日など		
イ 業種			
ウ 提供する商品・サービス			
エ 事業所開設場所	愛知県		
オ 資本金・出資総額 (又は自己資金)	千円		
カ 株主構成 (持分比率)	株主名	住所	持分比率
	合計		
キ 役員 ※申請人以外	氏名：	国籍：	
	住所：	役職：	
ク 従業員数	社員	名、パート・アルバイト	名、計 名

2 事業の概要

(1)実施する事業の概要（商品・サービスの概要）
(2)商品・サービスの販売・提供方法（販売先、販売方法、販売単価等）
(3)商品・サービスの製造元、仕入先、協力者や原価率、原価の内訳
(4)必要となる経営資源（事業資金、事務所、設備、ライセンス、従業員等）
(5)収益を上げることが可能な理由、愛知県の市場における競合他社との差別化要因 （革新的な技術、商品、サービス、ビジネスモデル等）

3 利益計画

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

（単位：千円）

決算期（ 月末） 予定	第 1 期	第 2 期	第 3 期
売上高(a)			
売上原価（材料費、労務費、経費、外注費など）(b)			
売上総損益(c=a-b)			
販売費及び一般管理費(d)			
営業損益(e=c-d)			
支払利息(f)			
経常損益(g)			
特別損益(h)			
税引前当期損益(i)			
税引後当期損益(j)			

※法人税率は、40%で固定すること。

※繰越欠損金は、適用しないで計算すること。

4 開業時の資金計画

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

開業時の手持ち資金（現金預金残高） _____円（予定）

（単位：千円）

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	1	不動産 （内訳）	自己資金	
			金融機関からの借入額 （内訳・返済方法）	
	2	設備 （内訳）	その他 （内訳・返済方法）	
運転資金		開業に必要な商品の 仕入代金・経費の支 払資金など		
合 計			合 計	

様式第1号の3（第4条関係）

創業活動の工程表

時点	創業活動状況	必要経費 (調達方法)
申請時点		
年 月 (1月目)		
年 月 (2月目)		
年 月 (3月目)		
年 月 (4月目)		
年 月 (5月目)		
年 月 (6月目)		

※ 申請日以降、創業のために行う準備の状況を明らかにしてください（所持している資金、資金調達、投入する資金、事業所及び設備、従業員、販売先開拓、仕入先/取引先、販売商品・サービス、許認可の資格取得、法人登記など）。

※ 必要経費には、その調達方法も記載してください（自己資金、銀行借入など）。

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書く）
年	月	免許・資格

特記事項	扶養家族数（配偶者を除く） 人	
	配偶者 ※ 有・無	配偶者の扶養義務 ※ 有・無

愛知県知事 殿

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

誓約書

- 1 私は、愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱を遵守するとともに、これに基づく愛知県職員の指示に従います。
- 2 私は、申請書及び関係書類の内容における技術的及び経営的営業秘密の保護について、あらかじめ法的保護を行うなど、私の責任で対応します。
- 3 私は、愛知県に対して提出した個人情報を含む申請書及び関係書類（以下「個人情報等」という。）を愛知県が保管し、返却されないことを了承します。
- 4 私は、愛知県が創業活動確認の目的にのみ個人情報等を使用することに同意し、かかる目的の範囲内において複製することに同意します。また、かかる目的の範囲内において、個人情報等を知る必要がある名古屋出入国在留管理局長に対して愛知県が情報を開示することに同意します。
- 5 私は、上陸後又は在留資格変更許可後から創業に至るまでの間、2か月に1回以上、創業活動計画の進捗状況確認のための面談に応じるとともに、説明や、通帳の写しなど資金状況が分かる書類の提出その他の求めに応じます。
- 6 私は、創業活動の継続が困難であると愛知県が判断したときは、在留期間が満了するまでの間に帰国します。

年 月 日

愛知県知事 殿

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

変更届出書

年 月 日付で申請した創業活動確認の内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

新	
旧	

※ 変更内容を確認できる書類を添付してください。

2 変更年月日

年 月 日

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

（国籍）
（住所）
（氏名） 様

愛知県知事 氏名

創業活動確認証明書（通知）

年 月 日付けで提出された法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請について、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認をしたことを証明します。

なお、本証明書の有効期限は、年 月 日です。

担当
電話

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

（国籍）
（住所）
（氏名） 様

愛知県知事 氏名

創業活動確認結果通知書（通知）

年 月 日付けで提出された法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請について、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号イからニに定める要件を満たすことを確認できなかったため、愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

担当
電話

名古屋出入国在留管理局長 殿

愛知県知事

外国人創業活動確認実施通知書（通知）

年 月 日付けで提出された法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請について、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認を行い、年 月 日付けで同施行規則第3条第2項の創業活動確認証明書を交付したので、下記のとおり通知します。

記

申請人	氏名		国籍	
	住所			
	生年月日			
申請日	年 月 日			
証明書 交付日	年 月 日			
証明書 有効期限	年 月 日			

担当
電話

番 号
年 月 日

（国籍）
（住所）
（氏名） 様

愛知県知事 氏名

創業活動確認取消書（通知）

年 月 日付けで交付した創業活動確認証明書について、下記の理由により、当該創業活動確認を取り消したので、愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

取消の理由	
-------	--

担当
電話

名古屋出入国在留管理局長 殿

愛知県知事

外国人創業活動確認取消通知書（通知）

年 月 日付で通知した創業活動確認証明書について、下記の理由により、当該創業活動確認を取り消したので、愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

申請人	氏名		国籍	
	住所			
取消日	年 月 日			
取消の理由				

担当
電話

愛知県知事 殿

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

署 名 (_____)

上陸報告書

年 月 日付けの創業活動確認証明書の交付を受け、下記のとおり上陸した
ので、関係書類を添えて報告します。

記

1 上陸の状況

許 可 日	年 月 日
在 留 期 間 (満了日)	月 (年 月 日)

2 関係書類

在留カードの写し（表面・裏面）

愛知県知事 殿

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

署 名 (_____)

在留資格変更許可報告書

年 月 日付けの創業活動確認証明書の交付を受け、下記のとおり在留資格変更許可を受けたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 在留資格変更許可の状況

許 可 日	年 月 日
在 留 期 間 (満了日)	月 (年 月 日)

2 関係書類

在留カードの写し（表面・裏面）

愛知県知事 殿

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

国家戦略特別区域における創業外国人材の事業所確保の特例に係る
確認通知申請書

出入国在留管理局へ「経営・管理」の在留期間更新許可申請を行うにあたり、愛知県が認定したコワーキングスペース等を事業所として利用したく、国家戦略特別区域における創業外国人材の事業所確保の特例の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請にあたり、コワーキングスペース等を利用している期間中、少なくとも2月に1回以上、事業活動状況等を報告するとともに、説明や、通帳の写しなど資金状況が分かる書類の提出その他の求めに応じます。

また、一定の区画を有する事業所の確保が困難であると愛知県が判断したときは、在留期間が満了するまでの間に帰国します。

記

<添付資料>

	提出書類	チェック欄
1	創業外国人に係るコワーキングスペース等の利用期間に関する証明書等	
2	申請者が設立した法人の登記事項証明書又は開業届の写し	

（国籍）
（住所）
（氏名） 様

愛知県知事 氏名

国家戦略特別区域における創業外国人材の事業所確保の特例に係る
確認通知書（通知）

年 月 日付けで提出された国家戦略特別区域における創業外国人材の事業所確保の特例に係る確認通知申請書の申請について、愛知県は、以下（１）～（４）に掲げる項目について確認したことを証明します。

- （１）創業外国人が事業所として利用する下記コワーキングスペース等は愛知県が認定した施設である。
- （２）コワーキングスペース等を利用する期間中は、愛知県は、創業外国人から事業活動状況等の報告を２月に１回程度定期的に受ける。
- （３）初回の在留期間更新後（１年又は６月）後の在留期間更新許可申請時には、総務省が定める日本産業分類一般原則第２項における事業所の定義に基づく一定の区画を有する事業所を確保できるよう、愛知県が適切に支援を行う。
- （４）初回の在留期間更新後（１年又は６月）後の在留期間更新許可申請時までに（３）の一定の区画を有する事業所を確保することができなかった場合に、創業外国人の帰国が確保されるよう、愛知県は、帰国旅費について事業資金と別に確保していることを確認する。

記

利 用 す る コワーキング スペース等	名称	
	住所	
	利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日

担当
電話

名古屋出入国在留管理局長 殿

愛知県知事

地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格「経営・管理」の取扱いに係る
起業支援対象者の証明書について (通知)

下記の者は、愛知県が実施する起業支援事業の対象者であり、下記のとおり
支援をしていることを証明します。

記

- 1 支援対象者の国籍・地域, 氏名, 生年月日
- 2 起業支援事業の名称及び予算額
- 3 支援に当たり認定した 1 の事業内容の詳細
- 4 1 に対する支援の内容
- 5 民間の施設やコンサルタントを利用した場合の費用及びその積算根拠
- 6 1 が負担する金額
- 7 1 に対する支援の始期及び終期

担当
電話